

食品安全委員会第510回会合議事録

1. 日時 平成26年4月8日（火） 14:00～14:30

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロピコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ベンジルアデニン」に係る食品健康影響評価について

(2) 食品安全関係情報（3月8日～3月20日収集分）について

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（26年3月分）について

(4) 食品安全委員会の運営について（平成26年1月～3月）

(5) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官、池田評価情報分析官、野口リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料1-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（第2版）>

資料1-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロピコナゾール>

資料1-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ベンジルアデニン>

資料2-1 食品安全関係情報（3月8日～3月20日収集分）について

資料2-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

資料3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年3月分）について

資料4 食品安全委員会の運営について（平成26年1月～3月）

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から、第510回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は5名の委員が出席です。

なお、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

○姫田事務局長 4月1日付で事務局次長として東條が着任いたしましたので、御紹介いたします。

○東條事務局次長 1日付で次長を拝命いたしました東條でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 よろしくお願いたします。

それでは、お手元でございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は8点ございます。

資料1-1から1-3が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-1が「食品安全関係情報（3月8日～3月20日収集分）について」。その関連資料として、資料2-2。

資料3が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成26年3月分）について」。

資料4が「食品安全委員会の運営について（平成26年1月～3月）」。

資料5が「食品安全委員会専門委員の改選について（報告）」でございます。

不足の資料等、ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく、事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。農薬3品目に関する食品健康影響評価についてです。本3件、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、プロピコナゾール、ベンジルアデニンにつきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○磯部評価第一課長 それでは、事務局の方から御説明をさせていただきます。

資料1-1でございます。「農薬評価書」キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルの関係でございます。

ii ページ「総合評価」のところをごらんいただきたいと思います。この中で、キザロホップエチルの評価とキザロホップPテフリルの評価の要約をまとめさせていただいてございますが、具体的にはその次のiiiページ、最後の「(3) 総合評価」でございます。

本件につきましては、キザロホップエチル、キザロホップPテフリルのグループADIといたしまして、ここに記載がございますように、0.009mg/kg体重/日と設定したということ。

それから、農産物中の暴露評価対象物質につきましては、キザロホップエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B、魚介類中の暴露評価対象物質については、キザロホップエチル及び代謝物Bと設定したということでございます。

本件につきましては、2月24日の第504回食品安全委員会に報告させていただきまして、3月26日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果につきましては、一番最後から2枚目でございます。「参考」とございますけれども、おつけをしてございます。1通の御意見をいただいております。

御意見といたしましては、ADI値は妥当であるという御意見、精巣萎縮の発症についての御意見、当物質が原因ではないけれども、除草剤につきまして、無差別暴露のこともいろいろありますので、使用者側への注意喚起など、企業側に協力を申し入れるよう、行政指導をお願いしたいというコメントでございました。

それに関しましては、右側にまとめてございますけれども、農薬専門調査会におきましては、食品中の残留農薬について食品健康影響評価を行っているということ、いただいた御意見につきましては、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関の方にお伝えすることを記載させていただいております。

最後のページに、評価書の誤記がございましたので、その修正点をつけさせていただいております。

続きまして、資料1-2でございます。プロピコナゾールの農薬評価書でございます。

4ページをごらんいただきまして、審議の経緯でございますが、2月24日の第504回食品安全委

員会に報告させていただきまして、3月26日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

募集を行いました食品健康影響評価の関係で申し上げますと、57～58ページでございますが、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質といたしましてはプロピコナゾール（親化合物のみ）、ADIに関しましては、そこに記載していますように、0.019mg/kg体重/日としたという案でございます。

それに関しまして、いただいた御意見でございますが、一番最後のページに「参考」といたしまして1通の御意見をいただいております。

いただいた御意見は、左側に記載がございますけれども、ADI値は妥当であるという御意見と、落花生の「食可」と書いてありますが、可食部分における濃縮の問題、ニンジンでも同様の傾向があるとの御指摘、散布回数を減らすなどの残留量を減少させ、人の暴露リスクを減少するよう、行政指導をお願いするという御意見でございました。

これに関しましての回答案といたしまして、右側に記載がございますが、今回、設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されるところと考えるということ。

それから、いただいた御意見については、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関の方にお伝えするという回答案でございます。

資料1-3でございます。ベンジルアデニンの農薬評価書案でございます。

3ページに審議の経緯を記載してございまして、先ほどのものと同じ、3月26日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

食品健康影響評価につきましては、34ページに記載がございまして、農産物中の暴露評価対象物質としてベンジルアデニン（親化合物のみ）と設定したことで、ADIに関しましては、そこに記載がございまして、0.062mg/kg体重/日という案でございます。

これに関しまして、いただいた御意見は一番最後のページにおつけをしております。1通の御意見をいただいております。ADI値は妥当であるという御意見。

反復毒性試験におきまして、腎尿細管変性の発症が見られたことよって注意を要するとの御意見。

近來、腎臓障害者がふえ続けているということと「当物質が原因ではありません」という記載のもとに、行政側として類似の薬効を示す化合物等におきまして、その毒性リスクを極力減少させる方策を考えてほしいという御意見でございました。

それに関しまして、今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されるところと考えるということと、また、いただいた御意見はリスク管理にも関係するものと考えられることから、リスク管理機関の方にお伝えをするという回答案でございます。

以上、3件でございまして、よろしければ専門調査会の結論をもって答申させていただければと思っております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 回答はこれでよろしいと思うのですが、ちょっと教えてほしかったのが、資料1-2、プロピコナゾールの御意見の中で、落花生の食可部分において濃縮があるとか、ニンジンでも同様の傾向があるという御意見なのですが、これはどこを見ればよろしいのでしょうか。

○磯部評価第一課長 濃縮というか、残留ということ言えば、作物残留試験の結果につきましては、ページでいきますと68ページから、実際に落花生のデータがございますのが、海外のデータで81ページ、アメリカでのこの作物残留試験の結果がここに記載がございます。

ニンジンがその少し先に行きまして84ページ、米国の試験でございますけれども、作物残留試験の結果がここに記載がございます。このデータを指しておっしゃっているのかどうかはございますけれども、残留という意味でいきますと、このデータが、この関係でございます。

以上でございます。

○村田委員 特に高いようには見えないですけれども、分かりました。

○熊谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループ一日摂取許容量を0.009mg/kg体重/日と設定する。

プロピコナゾールの1日摂取許容量を0.019mg/kg体重/日と設定する。

ベンジルアデニンの一日摂取許容量を0.062mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(2) 食品安全関係情報(3月8日～3月20日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(3月8日～3月20日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○植木情報・勸告広報課長 御報告いたします。

資料2-1でございまして「食品安全関係情報（3月8日～3月20日収集分）」でございまして、表の関係でございまして、微生物・プリオン・自然毒関係の「カビ毒（マイコトキシン）」の欄がございまして、ここで横をずっと見ていただきますと「各国 欧州各国」というところが10件と多くなってございまして、これはオランダ政府がカビ毒に関するファクトシートを9件、物質ごとに出してございまして、それで今回は10件と数が多くなってございまして。

その裏面へ参りまして、主なものの御紹介でございまして。

【化学物質】でございまして、EFSAの方から「欧州の住民における無機ヒ素の食事経路暴露量に関する科学的報告書を公表」とございまして、これは最新のデータを用いて再度計算をしましたら、以前、評価した時よりも暴露量は少ないという結果になってございまして。

【微生物・プリオン・自然毒】関係でございまして、これの一番最初のEUの紅麹由来のサプリメント中のカビ毒シトリニンの関係は、後ほど詳しく御説明をいたします。

下から2つ目でございまして、オランダの食品・消費者製品安全局がマイコトキシンに関するファクトシート公表、これはそれぞれのカビ毒ごとに9つのファクトシートを公表してございまして。

【新食品等】でございまして、上から2つ目のポツでございまして、イギリスのDEFRAでございまして、遺伝子組換えに関しまして、「GMのリスク及び便益」とございまして、便益の方を強調してございまして、GMに関するイギリス政府の積極的な広報がうかがえると思っております。

【新食品等】の一番下とその上でございまして、これはいずれも紅麹関係でございまして、次に少し詳細に御紹介いたします。

資料2-2でございまして「欧州連合（EU）、紅麹由来のサプリメント中のカビ毒シトリニンの基準値を設定」でございまして、1行目でございまして、紅麹菌で発酵させた米に由来するサプリメント中のカビ毒シトリニンでございまして。

1. は、EUの規則で定めているということが書いてございまして、2. で下から4行目の後半でございまして、NOAELの $20 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日ということでございまして、その行の最後でございまして、ヒトにおける腎毒性の懸念がないレベルは $0.2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日でございまして。

3ポツでございまして、EFSAのNDAパネルでございまして、3行目でございまして、紅麹中のモノコリンKはロバスタチンと同じでございまして「/ロバスタチン」と書き加えたいと思っております。

モノコリンKにつきまして、正常な血中LDLコレステロール濃度の維持に関する健康強調表示につきまして意見書を出してございまして、その2行下でございまして、NDAパネルは「紅麹由来のモノコリンKは、正常な血中LDLコレステロール濃度の維持に寄与する」という文言は科学的根拠があると結論づけてございまして。

4. でございまして、他方、この紅麹菌の一部の菌株はカビ毒のシトリニンも産生するというでございまして。

「以上により」というパラグラフがございまして、その上のラインでございまして、紅麹

製品中のシトリニンの基準値を $2,000 \mu\text{g}/\text{kg}$ に設定して、これを官報で公表したところでございます。

おめくりいただきまして「○関連情報（海外）」でございますけれども、フランスのANSESの方が、紅麴を有効成分とするサプリメントを服用する前に、必ず医師に相談するよう注意喚起をしております。

ここには書いてございませんが、感受性の高い集団がございまして、そこを少し補足させていただきます。

ANSESは、スタチン（訳注：コレステロール値を下げる効果がある医薬品）、ロバスタチンもこれに含まれるわけでございますけれども、これらを有効成分とする薬剤を服用している患者及び副作用（スタチン不耐性）によってスタチン治療を受けられなくなった患者（スタチン不耐性患者）は、これらのサプリメントを服用してはならないと指摘しております。

また、感受性の高い集団、具体的には妊婦、授乳期の女性、子供、青少年、70歳以上の高齢者や他の疾患を有する患者、グレープフルーツの高摂取集団などがございますけれども、これらもサプリメントを服用してはならないということを、ANSESが注意喚起をしております。

次に、スイス連邦の食品安全獣医局(BLV)でございますけれども、1行目の後半部分でございますけれども、紅麴を有効成分とする製品はスイスでは医薬品としても食品としても未認可であり、これらの製品は売買してはならないと指導したということでございます。

これらの製品につきましては、日本でもサプリメントとして販売されている実態がございますので、私どもはフェイスブックでこれらの文献を御紹介しまして、私どもがフェイスブックを開設して以来、一番多い閲覧者、投稿を見た方、そして「いいね！」の数も一番多い数字を記録してございまして、非常に関心が高いと思っております。

資料2-2の方へ戻りまして、関連情報としましては、厚生労働省の添加物公定書、農林水産省のカビ毒に関するもの、あるいは国立健康・栄養研究所のデータベースを御紹介しております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたら、お願いします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 厚労省の食品添加物公定書のシトリニンが、紅麴色素で $0.2 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下と書いてありますけれども、今、御紹介いただいたものの紅麴調整物の基準値というものとどういう関係になるのか、もし分かったら教えていただけますでしょうか。

○植木情報・勸告広報課長 厚労省の方は、食品添加物として紅麴の色素を使うことが認められていますので、食品添加物として使う場合には $0.2 \mu\text{g}/\text{g}$ 以下と決まっております、EUの方はサプリメントとしての基準でございますので、若干、対象物が違うのかなと思っております。

○村田委員 日本で実際にEU型のサプリメントが売られていると理解してよろしいでしょうか。

○植木情報・勸告広報課長 ホームページ等を見ますと、多分ヨーロッパでつくったサプリメントが日本に流れてきている可能性も十分あると思っております。この厚労省の食品添加物公定書が想定している形態のものではなくて、まさにEU型のものが販売されていると理解しております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問はありますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成26年3月分)について

○熊谷委員長 次の議事に移ります。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成26年3月分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○野口リスクコミュニケーション官 それでは、資料3をごらんください。

3月分につきましては、問い合わせ件数が54件となっております。内訳といたしましては「食品安全委員会関係」が5件、「食品健康影響評価関係」が11件、「食品一般(リスク管理等)関係」が37件、「その他」1件となっております。

主な質問につきましては、裏面をごらんください。3点ほど御紹介させていただきます。

1点目は、季刊誌の中にキッズボックスというものがございます。そこに「冬の食中毒、ノロウイルスに注意して」という記事を掲載したのですが、これを印刷して小学校で配布したいが、問題はないかということでございます。

2点目といたしましては、リステリアにつきまして、海外で食中毒が発生した記憶があるのだけれども、日本と欧米のリステリアによる食中毒の発生状況を比較した情報などはあるかという質問でございました。

3点目といたしましては、アクリルアミドでございますが、ファストフードやファミレスで出てくるフライドポテトはアクリルアミドが含まれていると聞いているが、安全であるか、子供に食べさせても大丈夫かという質問がございました。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会の運営について(平成26年1月～3月)

○熊谷委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(平成26年1月～3月)」です。
事務局から報告してください。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、平成26年1月～3月までの運営状況について御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催状況につきましては、月ごとにまとめております。1～4ページまでが1月の関係でございます。要請案件について記載をし、次に結果通知案件について記載しております。評価結果については、概要を記載しております。4ページの「(3)その他」のところになりますが、評価関係以外では「動物用生物学的製剤の再審査に係る評価要請の取扱いについて」を決定したほか、昨年末に発生した冷凍食品への農薬の混入事案への対応について報告しております。

5ページが2月の運営状況でございます。要請案件、次に結果通知案件、評価結果の概要を記載しております。「(3)その他」のところでございますが、麻痺性貝毒についてファクトシートの作成及び平成26年度緊急時対応訓練計画を決定しております。

6ページからが3月の運営状況でございます。同様に、要請案件、次に結果通知案件、評価結果の概要を記載しております。7ページの「(3)その他」のところでございますけれども、平成26年度食品安全委員会運営計画、研究の新規対象課題及び調査の対象課題を決定しております。このほか「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」の改正、「食品を介してヒトの健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」の改正、「食品健康影響評価に用いる平均体重の変更」、ラップフィルムから溶出する物質のファクトシートの作成について決定しております。

次に、8～9ページまでが専門調査会の運営状況として、専門調査会ごとに調査審議案件を記載しております。

最後に、10ページからが意見交換会の開催の状況でございます。「食品を科学するーリスクアナリシス(分析)講座」、連続講座の最終回分を開催しております。そのほか、当委員会が開催した意見交換会は11回、また他団体が開催した意見交換会等への講師派遣は9回となっております。

さらに、食品安全委員会フェイスブックを活用した情報発信を開始しております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(5) その他

○熊谷委員長 それでは、次に、本日は「その他」としまして食品安全委員会専門委員の改選についての報告があると聞いております。

事務局から報告をお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料5をごらんいただければと思います。

今回の改選でございますけれども、本年3月31日付で農薬専門調査会とプリオン専門調査会等、専門委員の一部が任期満了を迎えたこと等から改選を行ったものでございます。4月1日付で内閣総理大臣による任命が行われ、同日付で委員長より各専門委員の所属専門調査会の指名が行われております。

資料の各ページの左側に記載されている氏名欄に網かけがされていない方々が、今回、選任された委員でございます。今回の選任者数が58名でございます、昨年10月1日付で選任された委員も含めると、専門委員数は総計で218名となっております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 退任される委員の皆様方には、それぞれ業務をお持ちの中で御協力いただき、これまで大変お世話になりました。

また、新任の皆様には、今後、各専門調査会で御尽力いただきたいと願っております。

リスク評価に係る専門調査会の専門委員におかれましては、調査審議に当たって、データの解析、関係論文の精査、評価資料の執筆など、膨大な作業を実施していただいております。このような専門委員の方々の御活躍は、広く紹介され、国民の皆様が高く評価されるべきものと考えております。

ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週15日火曜日14時から開催を予定しております。また、11日金曜日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第510回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。